

原中学校生徒の心構え

☆学校生活のきまり☆

- ① 8：25に着席ができるように、余裕をもって登校する。
8：30に着席（全校朝礼・学年朝礼の日は集会場所で整列）していないと本鈴遅刻になる。
- ② 登校後は許可無く校外に出ない。
- ③ 授業終了後、次の授業の準備をし、チャイム前着席をしっかりと守る。
- ④ 授業開始後に遅刻をして登校した場合は、職員室で遅刻カードをもらい、授業の先生に渡す。
- ⑤ あらかじめ欠席・遅刻・早退・忌引き等がわかっている場合は、事前に届け出る。
※体育を見学するときは、保護者に生徒手帳に記入してもらい、朝、担任の先生の印（チェック）をもらい、授業の時に体育の先生に見せる。
- ⑥ 下校時間を守る。 ※学活・清掃以降は教室に無断で残らない。
17時30分以降は、生徒玄関の鍵を閉めるので、外履きを持って1階の玄関から下校する。
- ⑦ 下校後や休日に部活動等以外でやむをえない理由で登校する時は、職員室で必ず先生の許可を得る。
その際は標準服または体育着で登校する。
- ⑧ 自転車での通学は禁止する。
公共交通機関を利用した通学を希望する場合は、通学許可条件を確認し、届け出をして校長先生の許可を得る。
- ⑨ 本校の定める服装や生活等のきまりを守る。
- ⑩ 授業に不必要なものは持ってこない。携帯電話の持ち込みは禁止する。
- ⑪ 職員室に用がある場合は、入口脇に掲示してあるマナーに従う。
- ⑫ 校舎・校具・公共物等を大切に使う。破損したときや破損箇所を発見したときは、すぐに先生に申し出る。
故意に破損させた場合は原状復帰してもらうことを原則とする。
- ⑬ 所持品には名前をつける。
- ⑭ 上下履きをしっかりと区別する。
- ⑮ 通学用の靴は白を基調とした運動靴とする。 ※悪天候の場合長靴等での登校も可とする。
- ⑯ 上履きに落書きをしない。
- ⑰ バックは学校指定の3ウェイバッグ（原中バッグ）を使用する。荷物が入りきらない時は、学校指定のサブバッグを使用してよい。（許可された時以外のサブバッグだけの登校は不可）
※原中バッグやサブバッグには飾りはつけない。また落書きは禁止する。

☆集団生活の約束☆

- ① 来客・保護者・教職員・上級生・友達に対して、気持ちのよい挨拶をする。
- ② 正しい言葉づかいをする。
- ③ 廊下を走るなど、人の迷惑になる行動は慎む。
- ④ 気持ちよく生活できるように、環境美化に努める。
- ⑤ 学校の時程を守って行動する。

- ⑥ 休み時間に次の授業の準備をする。
- ⑦ 委員会・係・当番などの仕事は責任をもってやりとげる。
- ⑧ 係・委員会からの連絡は、正確に学級に伝える。
- ⑨ 放課後、教室を使用した場合は、後片づけ・戸締まり・消灯をして、先生に報告してから下校する。
- ⑩ みんなで話し合っただけで決めたことは、進んで実行する。

☆校外生活の約束☆

- ① 登下校中、寄り道や買い食いなどはしない。
- ② 下校後は、標準服・体育着のまま外出したり、自転車に乗ったりしない。
部活動指定の服装での外出も禁止する。
- ③ 家では予習・復習を中心とした家庭学習を心がける。
- ④ 外出した場合、19時までには帰宅する。
塾の帰り等で遅くなった時は、寄り道をせず速やかに帰宅する。
- ⑤ 保護者のいない友人宅に入ったり、長時間あるいは夜遅くまで遊んだりしない。
- ⑥ 友人宅への外泊は禁止する。
- ⑦ 夜間、早朝に友達を呼び出したり、遊び回ったりしない。
- ⑧ 他校生とトラブルを起こさない。もし、事故や事件に巻き込まれたり、巻き込まれそうになったりしたときは警察と学校に連絡する。

☆校舎の使用について☆

- ① 普通教室
 - ・ 他クラスなど、授業で使用する教室以外に入らない。
- ② 特別教室
 - ・ 先生の許可を得て正しく使用し、決められた時間以外に入らない。
 - ・ 先生の許可なく、備品や器具に手を触れない。
 - ・ 使用後はきちんと後片付けをする。
- ③ 体育館
 - ・ 施設、設備器具、エアコンには許可なく手を触れない。
 - ・ 監督者なしで使用しない。
- ④ 管理室（校長室・職員室・事務室・主事室・印刷室など）
 - ・ 原則入室禁止。入室の必要がある場合、担当の先生に申し出て許可を得て、礼儀正しく入室する。
- ⑤ 保健室は原則として休み時間に利用する。利用に関しては保健室の利用規程に従う。
- ⑥ 図書室は昼休みおよび放課後（下校時間まで）に利用する。
- ⑦ その他の施設設備
 - ・ テラスには上履きで出ない。
 - ・ プール使用時以外は5階には上がらない。
 - ・ 入室するときは担当の先生の許可を得る。
 - ・ 設備の使用等については担当の先生の指示を受ける。
 - ・ 破損箇所を見つけたら直ちに先生に申し出る。

☆服装のきまり☆

- ① 指定された標準服を着用する。
- ② ブレザー・スラックス・スカート・セーター・ベスト・ワイシャツを变形させた特殊なものを着ない。
- ③ ブレザーの下には、白いワイシャツを必ず着用し、ネクタイを着用する。
- ④ ワイシャツの下に下着を着用する。透けて目立つものは避けること。
- ⑤ 校章はブレザーの左の襟につける。
- ⑥ 登下校時および式典や朝礼などの全校集会、またその他指示があった場合はブレザーを必ず着用し、第一ボタンを留める。
- ⑦ 授業のあいさつ時や職員室に用があるときなどは、ブレザーの第一ボタンを必ず留める。
- ⑧ ワイシャツの第一ボタンや袖のボタンはきちんと留め、裾はスラックス・スカートに入れる。
- ⑨ スラックス着用の際は黒の革ベルトをつける。(特殊な型にしない)
- ⑩ スカートの丈はひざがかくれる長さとする。
- ⑪ 靴下は白のスクールソックス(ワンポイントは可)とし、くるぶしソックス等の短いものは禁止する。
(足首が隠れる長さのものを着用する。)
- ⑫ 10月～翌年の5月までを冬服期間とし、それ以外の期間を夏服期間とする。夏服期間中は、白いワイシャツおよび指定されたスラックス、スカート・ベストを着用する。夏服期間中ネクタイは着用しない。
- ⑬ 10月以降、寒い時はブレザーの下にスクールセーター(紺・無地)を着用してもよい。
セーターは冬期のみ(10～3月)とし、セーターのみでの登校は禁止。
セーター着用時は裾や袖からセーターがはみ出ないように注意する。また、式典時は着用しない。
- ⑭ 冬期(10～3月)の寒いときの登下校については、コート・手袋・マフラーを着用してもよい。ただし、校舎内では着用しない。コートは黒・紺・灰色とする。
マフラーは派手でないものとする。
- ⑮ だらしない服装をしない。
(スカート丈をひざ上にする・ズボンを下げてはく・ネクタイを緩める・ワイシャツの裾だしなど)
- ⑯ 衣替え移行期間中の服装は別途指示する。
- ⑰ ピアス、ネックレス、ブレスレットなどの装飾品は禁止する。

☆頭髪のきまり☆

中学生らしい清潔感のある髪型を心がけ、特殊な髪型はしない。
また、頭髪の長さのめやすについては以下の通りとする。

- ① (男子) 前髪はまゆ毛にかからない。横髪は耳にかからない。後ろ髪はえりにかからない。
- ② (女子) 前髪は眉にかかるまで(眉が完全に隠れている長さは不可)とし、長くなった場合は切るか、分けて黒のピンで留める。後ろ髪をえりより長く伸ばすときは、髪を束ねるか編むこと。
髪を束ねるものは、派手でないゴムとする。(一部のみを結わく髪型はしない。)
- ③ (男女) パーマ・カールをかけない。脱色・着色をしない。
整髪料などで髪型を加工するなど特殊な髪型にしない。
※まゆ毛を加工しない。化粧はしない。